

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="293 300 969 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="488 759 707 799">令和<u>7</u>年<u>7</u>月</p>	<p data-bbox="1310 300 1986 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="1503 759 1722 799">令和<u>6</u>年<u>8</u>月</p>

## 森林整備保全事業地質調査業務共通仕様書

### 第1編 地質調査業務共通仕様書

#### 目次

#### 第1章 (略)

#### 第2章 地質調査業務

##### 第1 (略)

##### 第2 サンプルング

第1205条～第1207条 (略)

第1208条 成果物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

##### 第3～第4 (略)

##### 第5 機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験

第1215条 (略)

第1216条 試験等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1217条 (略)

##### 第6～第8 (略)

##### 第9 現場密度測定 (砂置換法)

第1227条～第1228条 (略)

第1229条 成果物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

##### 第10～第12 (略)

#### 第3章～第5章 (略)

#### 第6章 地すべり調査

##### 第1 地すべり調査

第1601条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第1602条～第1605条 (略)

##### 第2～第4 (略)

##### 第5 地すべり防止効果の検証

第1617条 (略)

## 森林整備保全事業地質・土質調査業務共通仕様書

### 第1編 地質調査業務共通仕様書

#### 目次

#### 第1章 (略)

#### 第2章 地質調査業務

##### 第1 (略)

##### 第2 サンプルング

第1205条～第1207条 (略)

第1208条 成果物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

##### 第3～第4 (略)

##### 第5 機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験

第1215条 (略)

第1216条 試験等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1217条 (略)

##### 第6～第8 (略)

##### 第9 現場密度測定 (砂置換法)

第1227条～第1228条 (略)

第1229条 成果物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

##### 第10～第12 (略)

#### 第3章～第5章 (略)

#### 第6章 地すべり調査

##### 第1 地すべり調査

第1601条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第1602条～第1605条 (略)

##### 第2～第4 (略)

##### 第5 地すべり防止効果の検証

第1617条 (略)

<p>第1618条 検証結果の取りまとめ . . . . . <u>33</u></p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 土質調査 (海岸)</p> <p>第1801条～第1805条 (略)</p> <p>第1806条 台船方式ボーリング . . . . . <u>35</u></p> <p>第1807条～第1813条 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条～第1138条 (略)</p> <p>第1139条 保険加入の義務</p> <p><u>1 受注者は、雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)、労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)、健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 及び厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) の規定 により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>第1140条 (略)</p> <p>第2章～第8章 (略)</p>	<p>第1618条 検証結果の取りまとめ . . . . . <u>32</u></p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 土質調査 (海岸)</p> <p>第1801条～第1805条 (略)</p> <p>第1806条 台船方式ボーリング . . . . . <u>34</u></p> <p>第1807条～第1813条 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条～第1138条 (略)</p> <p>第1139条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>第1140条 (略)</p> <p>第2章～第8章 (略)</p>
---	---

# 森林整備保全事業測量業務共通仕様書

## 第2編 測量業務共通仕様書

### 目次

#### 第1章 (略)

#### 第2章 路線測量

##### 第1節～ 第3節 (略)

##### 第4節 実測量

第2210条～第2215条 (略)

##### 第2216条 伐開

##### 第5節 用地測量

第2216条 一般事項…………… 64

第2217条 実測量…………… 64

##### 第6節 構造物設置箇所の測量

第2218条 構造物設置箇所の測量…………… 64

##### 第7節 残土処理箇所の測量

第2219条 残土処理場…………… 65

##### 第8節 その他箇所の測量

第2220条 林業作業用施設等…………… 65

第2221条 地区全体計画に係る施設等…………… 65

##### 第9節 伐開

第2222条 伐開…………… 65

#### 第3章 山地治山等測量

##### 第1節～ 第10節 (略)

##### 第11節 伐開

第2347条 伐開…………… 74

#### 第4章 治山事業における防潮工等の測量

##### 第1節 深淺測量

# 森林整備保全事業測量業務共通仕様書

## 第2編 測量業務共通仕様書

### 目次

#### 第1章 (略)

#### 第2章 路線測量

##### 第1節～ 第3節 (略)

##### 第4節 実測量

第2210条～第2215条 (略)

第2216条 伐開…………… 64

##### 第5節 用地測量

第2217条 一般事項…………… 64

第2218条 実測量…………… 64

##### 第6節 構造物設置箇所の測量

第2219条 構造物設置箇所の測量…………… 64

##### 第7節 残土処理箇所の測量

第2220条 残土処理場…………… 65

##### 第8節 その他箇所の測量

第2221条 林業作業用施設等…………… 65

第2222条 地区全体計画に係る施設等…………… 65

##### (新設)

##### (新設)

#### 第3章 山地治山等測量

##### 第1節～ 第10節 (略)

##### (新設)

##### (新設)

#### 第4章 治山事業における防潮工等の測量

##### 第1節 深淺測量

第2401条 (略)	第2401条 (略)
第2402条 測量準備……………75	第2402条 測量準備……………74
第2403条～第2407条 (略)	第2403条～第2407条 (略)
第2節 汀線測量 (略)	第2節 汀線測量 (略)
第5章 環境生物調査	第5章 環境生物調査
第1節 プランクトン調査	第1節 プランクトン調査
第2501条 適用の範囲……………79	第2501条 適用の範囲……………78
第2502条 調査準備……………79	第2502条 調査準備……………78
第2503条～第2507条 (略)	第2503条～第2507条 (略)
第2節 卵・稚仔調査 (略)	第2節 卵・稚仔調査 (略)
第3節 底生生物調査	第3節 底生生物調査
第2515条 (略)	第2515条 (略)
第2516条 調査準備……………81	第2516条 調査準備……………80
第2517条 位置測量……………81	第2517条 位置測量……………80
第2518条～第2521条 (略)	第2518条～第2521条 (略)
第4節 付着生物調査	第4節 付着生物調査
第2522条～第2525条 (略)	第2522条～第2525条 (略)
第2526条 分析、解析・考察……………82	第2526条 分析、解析・考察……………81
第2527条～第2528条 (略)	第2527条～第2528条 (略)
第5節 藻場調査 (略)	第5節 藻場調査 (略)
第6節 魚介類調査	第6節 魚介類調査
第2536条 (略)	第2536条 (略)
第2537条 調査準備……………83	第2537条 調査準備……………82
第2538条 位置測量……………83	第2538条 位置測量……………82
第2539条～第2542条 (略)	第2539条～第2542条 (略)

## 第1章 総則

第2101条～第2138条（略）

第2139条 保険加入の義務

1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第2140条～第2142条（略）

## 第2章 路線測量

第1節～第3節（略）

第4節 実測量

第2210条～第2215条（略）

(削る)

(削る)

第5節 用地測量

第2216条 一般事項

1～2（略）

第2217条 実測量

（略）

(1)～(3)（略）

第6節 構造物設置箇所の測量

第2218条 構造物設置箇所の測量

（略）

(1)～(4)（略）

## 第1章 総則

第2101条～第2138条（略）

第2139条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2140条～第2142条（略）

## 第2章 路線測量

第1節～第3節（略）

第4節 実測量

第2210条～第2215条（略）

第2216条 伐開

伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。

第5節 用地測量

第2217条 一般事項

1～2（略）

第2218条 実測量

（略）

(1)～(3)（略）

第6節 構造物設置箇所の測量

第2219条 構造物設置箇所の測量

（略）

(1)～(4)（略）

第7節 残土処理箇所の測量

第7節 残土処理箇所の測量

第2219条 残土処理場

(略)

第8節 その他箇所の測量

第2220条 林業作業用施設等

(略)

第2221条 地区全体計画に係る施設等

(略)

第9節 伐開

第2222条 伐開

伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。

第3章 山地治山等測量

第1節～第2節 (略)

第3節 溪間工の測量

第2312条～第2314条 (略)

第2315条 横断測量

横断測量は次の各号による測量方法を標準とし設計図書又は調査職員の指示によるものとする。

(1) 横断測量

横断測量は、トータルステーション(光波測距儀)、レベルとポケットコンパス又はポールを使用し、縦断測量の測点を基点として、中心線に対して直角方向の地形の変化点及び設計上必要な地点の地盤高を測量するとともに、土量計算の区分等に必要な土質区分を行うものとする。

(2) (略)

第2220条 残土処理場

(略)

第8節 その他箇所の測量

第2221条 林業作業用施設等

(略)

第2222条 地区全体計画に係る施設等

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

第3章 山地治山等測量

第1節～第2節 (略)

第3節 溪間工の測量

第2312条～第2314条 (略)

第2315条 横断測量

横断測量は次の各号による測量方法を標準とし設計図書又は調査職員の指示によるものとする。

(1) 横断測量

横断測量は、トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパスを使用し、縦断測量の測点を基点として、中心線に対して直角方向の地形の変化点及び設計上必要な地点の地盤高を測量する。

(2) (略)

第2316条 (略)

第2316条 (略)

第4節～第10節 (略)

第11節 伐開

第2347条 伐開

伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。

第4章～ 第6章 (略)

## 森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

第3編 設計業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第3101条～第3136条 (略)

第3137条 保険加入の義務

1 受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第4節～第10節 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第4章～ 第6章 (略)

## 森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

第3編 設計業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第3101条～第3136条 (略)

第3137条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第3138条 (略)

第3138条 (略)

第2章～第6章 (略)

第2章～第6章 (略)